



令和元年 (2019年) 11月 29日 (金)

No. 15063 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [179] (1) ☆知的財産関連ニュース報道 (韓国版) (6)

弁理士の眼 179

登録商標「らくらく」無効審決取消請求事件

— 知財高裁平成31 (行ケ) 10062. 令和1年10月9日 (3部) 判決 <請求棄却> —

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

[キーワード] 他人業務の周知商標 (商標法4条1項10号)、文字標章の構成態様と商品の出所識別標識、結合標章 (一体一語)

(1) 被告 (有限会社テクノム) は、以下の商標 (登録第5614453号。以下「本件商標」という) の商標権者である (甲16、17)。

商標 「らくらく」 (標準文字)

登録出願日 平成25年4月17日

登録査定日 平成25年8月12日

設定登録日 平成25年9月13日

【事案の概要】

1 特許庁における手続の経緯等



特許業務法人 創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 松井 茂*

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 千木良 崇

弁理士 破魔 沙織

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 船本 康伸*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 塩谷 享子

弁理士 宮尾 武孝*

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 四野宮隆 紘

弁理士 小森 岳史

弁理士 瀬川 浩一

弁理士 阿相 順一

弁理士 堀 進*

弁理士 名塚 聡

弁理士 大澤 豊

弁理士 高野 信司

弁理士 大橋 勇

弁理士 山崎 隆*

弁理士 野崎 俊剛*

弁理士 日置 康弘

弁理士 白形由美子*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 徳川 和久*

弁理士 川口 康

*付記弁理士 (特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810 FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp> E-mail:office@sato-pat.co.jp

指定商品 第20類「家具、机類」

(2) 原告Xは、平成30年6月20日、本件商標について商標登録無効審判を請求した。

(3) 特許庁は、上記請求を無効2018-890044号事件として審理を行い(以下「本件審判」という。)、平成31年3月26日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との別紙審決書(写し)記載の審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同年4月4日、原告に送達された。

(4) 原告は、平成31年4月25日、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。

2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書(写し)のとおりである。要するに、「らくらく」の文字からなる引用商標が、本件商標の登録出願時及び登録査定時において、原告の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたものとは認めることはできず、本件商標は商標法4条1項10号に該当するものとはいえない、というものである。

3 取消事由

商標法4条1項10号該当性判断の誤り

【判断】

1 商標法4条1項10号該当性判断の誤りについて

(1) 商標の類否判断

商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品の取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である(最高裁昭和39年(行ツ)第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁参照)。

(2) 認定事実

証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

ア 原告は、屋号「住友産業」として、正座用

の椅子の販売を行っており、遅くとも昭和63年ころから原告商品を製造販売している(乙5の1)。

原告商品の販売数は、平成12年及び平成15年から平成25年で、合計74万6136個である(甲1、2)。

原告商品は、正座をする際に臀部の下に敷き、その上に腰を下ろして正座をすることにより、体重が分散され、膝にかかる負荷が小さくなるため、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができるという正座補助具である(甲12の2、弁論の全趣旨)。原告は、後記の原告商品の広告等において、「足のシビレ ヒザ頭の痛みに」(甲3の2~4)、「足のシビレ ヒザ頭の悪い方に」(甲4の2~4)などの文言を付し、足の痺れや膝頭の痛みが緩和され、楽に正座をすることができる椅子として、原告商品を宣伝広告している。

イ 原告が販売する原告商品の包装箱には、「らくらく椅子」(甲8の1~4・6・7)、「らくらく正座椅子」(甲8の5)又は「らくらく二段正座椅子」(甲8の8)の文字が付されている。

ウ 広告宣伝等

(ア) 平成14年1月から平成18年12月までの間に、「らくらく正座椅子」(甲3の2~5、4の2~14、5の1~15、6の2~18、7の2~23)、「らくらく万能座椅子」(甲3の1、6の1・12、7の1・16)、「らくらく万能正座椅子」(甲6の6)、「らくらく椅子」(甲7の16)との標章とともに原告商品の写真等を掲載した広告が、生活産業新聞に合計75回掲載された(甲3の1~甲7の23)。

(イ) 平成17年6月10日発行の「2005~2006生活用品 品目別 企業便覧」(甲9の1)、平成22年11月10日発行の「生活産業企業名鑑2011」(甲9の2)、平成16年4月発行の「50音別電話帳 吉野川市版2004年版テレ&パル50」(甲11)にも、「らくらく正座椅子」(甲9の1・2、11)、「らくらく万能